



2020年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社 清水銀行  
代 表 者 名 取締役頭取 岩山 靖宏  
本 店 所 在 地 静岡県静岡市清水区富士見町2番1号  
(コード番号 8364 東証第一部)  
問 合 せ 先 理事経営企画部長 前田 邦彦  
(TEL 054-353-7895)

**取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)に対する  
株式報酬型ストックオプションに関するお知らせ(定時株主総会付議議案)**

株式会社清水銀行(頭取 岩山 靖宏)は、本日開催の取締役会において、年間36百万円以内の範囲で、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)に対するストックオプション報酬額および内容決定に係る議案を、2020年6月25日開催予定の第145期定時株主総会(以下、本定時株主総会)に付議することといたしましたのでお知らせします。

記

1. 目 的

取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)の企業価値向上への貢献意欲および株主重視の経営意識を従来以上に高めるためであります。

2. 内 容

当行の取締役(社外取締役を除く)に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、2015年6月19日開催の第140期定時株主総会において、確定金額報酬および業績連動型報酬の報酬額とは別枠で年間36百万円以内と承認頂き、現在に至っております。

本定時株主総会において、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行するに伴い、第5号議案として「取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額設定の件」を付議しますが、これとは別枠で、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)に株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額36百万円を上限として設ける旨の議案を付議いたします。

株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容は以下の通りとします。

(1)新株予約権の総数ならびに目的となる株式の種類および数

事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日発行する新株予約権の個数の上限は2,200個とします。

新株予約権の目的となる株式は当行普通株式とし、上記の1年間の上限を22,000株とします。

新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は10株とします。  
なお、当行が合併、会社分割、株式無償割当て、株式分割または株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当行は必要と認める調整を行うものとします。

(2)新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した公正価額を払込金額とします。なお、新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて当行に対する報酬債権と相殺するものとします。

(3)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

(4)新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から25年以内とします。ただし、行使の期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日とします。

(5)新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、上記(4)の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとします。

(6)新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとします。

(7)その他新株予約権の内容

上記(1)から(6)の細目および新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることとします。

以 上